

規制改革・行政改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

番号	所管省庁への検討要請日	回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	提案主体	所管省庁	所管省庁の検討結果				備考
								制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要	
809	令和3年6月10日	令和3年7月7日	観光庁観光戦略課観光統計調査室の統計情報に対するメールでの問い合わせ窓口の設置	観光庁の統計情報・白書のページ https://www.mlit.go.jp/kankoc ho/siryoutoukei/irikomi.html に掲載された内容についての問い合わせ方法を電子メールを用いることができるように改善を求める。	上記サイト(https://www.mlit.go.jp/kankoccho/siryoutoukei/irikomi.html)の下部にある「このページに関する問い合わせはこちら」と書かれた部分には電話番号とFAX番号しか掲載されていない。電話での問い合わせは同時対応数に限度があるし、電話をしている間はお互いに時間を拘束されてしまう。質問したい事項をあらかじめまとめてから文書で送るうにも、FAXによる問い合わせ先しか掲載されていない。電子メールが主流となりFAXを送れる環境が廃れてきている現代社会において文書での問い合わせ先がFAXしかないのは非合理的である。電子メールでの問い合わせが可能になれば公開された統計データの活用がしやすくなり統計がより意義のあるものとなる。また、FAXを運用するコストが削減でき、時代に合わせた改革となる。質問事項も電子文書として扱いやすくなるため当該部署で働く職員の負担を削減することにつながる。何卒、電子メールでの問い合わせを可能にしてください。	個人	国土交通省	問い合わせ先として、電話番号及び担当者直通の内線番号のみ記載しています。なお、FAX番号は削除済みです。	なし	対応	令和3年6月中をめどにメールアドレスを問い合わせ先として追加記載します。	
810	令和3年6月10日	令和3年7月7日	教職員の時間割作成業務について	教職員の1週間～1ヶ月の時間割作成業務をなくしてほしい。	学校現場では教員によって1年の時間割が年度当初に作られ、それをもとに運用していくが、教員の出張や年休に対応するため時間割を変更する担当がいる。その担当者も当然授業や部活動の指導にあたるため多忙であるが、その時間割作成の業務のために、残業や家に持ち帰って教材研究を行うことがあり、より多忙となっている。また、授業準備に時間が取れず、本来の業務である、生徒児童への授業に支障がきたしていると考ええる。時間割業務については、学校活動ではあるが、教員が行うような専門性の高い仕事とは考えられず、それ専門の職員を設置したほうが業務の効率化および働き方改革につながると考える。	個人	文部科学省	各学校が行う時間割の編成などについては、学校における子供の生活時間を、教育課程の指導内容や授業時数との関係でどのようにデザインするかという観点から行われるカリキュラム・マネジメントの一部と言えます。各学校においては、児童生徒や学校、地域の実態を適切に把握し、教育の目的や目標の実現に必要な教育の内容等を教科等横断的な視点で組み立てていくこと、教育課程の実施状況を評価してその改善を図っていくこと、教育課程の実施に必要な人的又は物的な体制を確保するとともにその改善を図っていくことなどを通して、教育課程に基づき組織的かつ計画的に各学校の教育活動の質の向上を図っていくカリキュラム・マネジメントに努めることが重要です。また、文部科学省として、教員の業務負担の軽減については、公立小学校における35人学級の実現をはじめとした教職員定数の改善、支援スタッフの活用や部活動改革、免許更新制度の検証・見直し、学校向けの調査の精選・削減などの様々な取組みを推進しています。	小学校学習指導要領(平成29年告示)等	現行制度下で対応可能	制度の現状欄に記載の通り、教育課程に基づき組織的かつ計画的に各学校の教育活動の質の向上を図っていくカリキュラム・マネジメントに努めることが重要です。文部科学省として引き続き、教師が教師でなければならないことに全力投資できる環境の整備に向けて取り組んでまいります。	
811	令和3年6月10日	令和3年7月20日	恩給受給者死亡時の失権時給与金の申請における法定相続情報一覧図の活用について	恩給受給者死亡時の失権時給与金の申請(総務省所管)において、死亡者・請求者・先順位の相続人がいないことの申立書が添付書類となっている。しかしながら、恩給受給者死亡時の失権時給与金の申請では、わざわざ利用できないと記載されています。どういう理由で利用できないのかわかりませんが、縦割り行政の弊害の典型ではないかと思えます。相続登記や、年金手続きと同様に法定相続情報を利用できるようにすることが行政コストの削減、効率の削減になります。さらに、法定相続情報は電子データで保存されており、ユニークな番号も付番されていますから、この番号を記載することで添付を不用にすると、さらにコスト削減になります。ちなみに、自治体から戸籍では450円、死亡者の除籍では750円必要ですが、法定相続情報一覧図は無料です。法改正は必要ないですから、早い対応をお願いします。	恩給受給者死亡時の失権時給与金の申請(総務省所管)において、死亡者・請求者・先順位の相続人がいないことの申立書が添付書類となっている。しかしながら、恩給受給者死亡時の失権時給与金の申請では、わざわざ利用できないと記載されています。どういう理由で利用できないのかわかりませんが、縦割り行政の弊害の典型ではないかと思えます。相続登記や、年金手続きと同様に法定相続情報を利用できるようにすることが行政コストの削減、効率の削減になります。さらに、法定相続情報は電子データで保存されており、ユニークな番号も付番されていますから、この番号を記載することで添付を不用にすると、さらにコスト削減になります。ちなみに、自治体から戸籍では450円、死亡者の除籍では750円必要ですが、法定相続情報一覧図は無料です。法改正は必要ないですから、早い対応をお願いします。	個人	総務省 法務省	恩給受給者が死亡し、失権時給与金(未支給金)がある場合、失権時給与金の受取を希望する恩給受給者の相続人が請求手続きを行う際は、請求者の戸籍謄本又は戸籍抄本を総務省に提出することとなっています。	恩給給与細則第11条 不動産登記規則第247条	検討を予定	いただいたご提案については、法定相続情報一覧図の利用を定めた法定相続情報証明制度の趣旨や、これまでに法定相続情報一覧図を請求手続きの添付書類として導入した事例等を踏まえつつ検討を行ってまいります。	
812	令和3年6月10日	令和3年7月20日	NHKの解約手続きの異常さ	Web上で解約手続きもできる様に、せめて解約書類送付はする様に国から指導してください。	NHKふれあいセンターに解約の書類を送る様にお願したら、決まりで解約予定の前月でないと送る事が出来ないとされた、解約手続きは、NHKから解約書類の送付受付から始まる」と説明をされた。しかもNHKが解約書類の受理するまでは受信料を納める必要があるらしい、	個人	総務省	放送法の規定に基づき、NHKの放送を受信できる受信設備を設置した者はNHKと受信契約を締結する義務があり、当該契約に基づきNHKに対して受信料を支払うこととなります。	放送法第64条第1項	その他	具体的な解約手続の方法については、NHKが定める日本放送協会放送受信規約等に基づいて行われることから、まずはNHKにおいて検討すべきものと考えます。	
813	令和3年6月10日	令和3年7月20日	マイナンバーカードによる投票	マイナンバーカードを保有している人は、最寄りのコンビニで選挙の投票ができるようになる。	マイナンバーカードを保有している沖縄の単身赴任者です。配偶者が東京に居住していて、私の住所は東京になっています。長年、単身赴任をしていて、仕事の事情もあり選挙権を行使することができません。先日、マイナンバーカードを使用して住民票を沖縄で入手しました。とっても、便利でした。私のような単身赴任者ではなくても、選挙の投票はコンビニでできるのではないかと思います。選挙の効率化 非接触型の投票 マイナンバーカードの普及などが期待できます。	個人	総務省	マイナンバーカードを用いた投票所以外の場所における投票は、現行制度において実施されていません。	なし	検討を予定	投票所以外の場所における投票の導入については、システムのセキュリティ対策をはじめ、確実な本人確認や投票の秘密保持など、選挙の公正確保等の観点から解決すべき重要な課題があり、多方面からの検討が必要です。	

規制改革・行政改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

番号	所管省庁への検討要請日	回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	提案主体	所管省庁	所管省庁の検討結果				備考
								制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要	
814	令和3年6月10日	令和3年7月20日	厚生労働省から医療機関に求めてくる調査について	毎年10月、医療機関は『病床機能報告』の為に数値を国に提出する事が求められています。しかしその数値は現場の人間からすると、3ヶ月毎に国に提出しているDPCデータ内に既に含まれている数値です。この数値を求めるのは、DPCデータを提出していない医療機関のみにして頂きたい。	地方の中小医療機関は、地域全体の人間が減少している為、当然ですが職員の減少も激しいです。これは医師や看護師などの医療職のみならず、事務職でも同じ状況です。少なくなる一方の人員で、普段の業務をこなしているにも関わらず、あれ出せこれ出せと国からは様々な調査が義務付けられ、しかも締め切りは同じ月であったりします。診療報酬請求の為に、既に提出しているDPCデータやレセプト情報をもっと活用して頂きたい。それらのデータから抽出する方が誤りもなく、現況に近い数値であろうと思われますし、欲しいデータが、好きなように好きだけ、しかもスピーディに得る事ができると思います。そして、何より医療機関の現場職員の負担が減ります。既に自分達が持っているはずのデータ群を活用する事はせずに、わざわざ別途、現場に同じ数値の報告を求める『行政の無駄』を省いて頂きたいと切に願います。	個人	厚生労働省	【病床機能報告】 基準日(報告する年度の7月1日時点)において、一般病床・療養病床を有する病院又は有床診療所(許可病床として精神病床のみ、結核病床のみ、感染症病床のみを有する医療機関等は対象外)は、地域における病床の機能の分化及び連携の推進のため、厚生労働省令で定める病床の機能区分に従い、毎年度、病床単位で医療機能の「現状」と「今後の方向(現在は2025年における医療機能)」を選択して、所在地の都道府県知事に報告することとなっています。 併せて、提供している医療機能が明確になるよう、病院の構造、設備、病床数、人員配置、診療科、入院患者数、重症度、医療・看護必要度、入院基本料、がん・脳卒中・心筋梗塞等の治療状況、救急医療の実施状況、リハビリテーションの実施状況等を報告することとなっています。 【DPCデータ(DPC参加の要件&データ提出加算の算定要件)】 DPC対象病院の基準のひとつに、「厚生労働大臣が指定する病院の病棟における療養に要する費用の額の算定方法(平成20年厚生労働省告示第93号)第5項第3号の規定に基づき実施される調査(以下「DPC調査」という。))に適切に参加し、入院診療及び外来診療に係るデータを提出すること。」の要件があり、「DPCデータ」を委託機関(PRRISM)へ3か月に1回提出することとなっています。	【病床機能報告】 地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律(平成26年法律第83号)により改正された医療法(昭和23年法律第205号)第30条の13 【DPCデータ】 厚生労働大臣が指定する病院の病棟における療養に要する費用の額の算定方法(平成20年厚生労働省告示第93号)第5項第3号「DPC制度への参加等の手続きについて」 診療報酬の算定方法の一部を改正する件(令和2年厚生労働省告示第57号) 特掲診療料の施設基準等の一部を改正する件(令和2年厚生労働省告示第59号)	対応	病床機能報告制度においては、地域における病床の機能の分化及び連携のため、一般病床・療養病床を有する病院又は診療所において、毎年度、病床単位で医療機能の「現状」と「今後の方向(現在は2025年における医療機能)」を選択し各都道府県知事に報告いただくこととされています。この報告の際に併せて、提供している医療機能が明確になるよう、病院の構造、設備、病床数、人員配置、診療科、入院患者数、重症度、医療・看護必要度、入院基本料、がん・脳卒中・心筋梗塞等の治療状況、救急医療の実施状況、リハビリテーションの実施状況等も報告いただくこととされていますが、これらについてはNDBデータ等を活用し、それらのデータの数値を初期値として、報告画面に表示することにより、医療機関における報告の負担軽減を図っています。	
815	令和3年6月10日	令和3年7月7日	国家公務員の働き方改革	国家公務員の時間外労働における規則を労働基準法と同レベルの基準へ見直してください。	国家公務員の妻です。まじめな夫は周りに助けを求めることもできず毎日深夜1時まで疲弊しながら働いています。もう何年も過労死ラインの100時間以上労働です。こんな働き方を続けているのは体を壊すのは時間の問題です。まともな人間の仕事ではないです。国家公務員に人権はないのでしょうか。働き方改革の必要性を叫ぶのであれば、その旗振り役である国こそが見本を示すべきです。このような働き方では優秀な人材が集まらない、若手が辞めてしまうというも大いに納得できます。優秀な人材の損失は国益の損失です。河野さん、どうぞ真面目に早急に問題に向き合ってください。	個人	人事院 内閣官房	番号615の回答を参照してください。				
816	令和3年6月10日	令和3年7月20日	総務省 SCOPE事業にて旅費計上に関する改善	総務省 戦略的情報通信研究開発推進事業(SCOPE)において、ポイントが付与される宿泊代や交通費並びにマイルが付与される交通費の旅費計上ができるようにしてほしい。	現状、特にインターネットで購入できる格安な宿泊代、交通費ならびに旅行パックは、ほぼポイントやマイルが付与されます。SCOPEにおいては、このような方法で購入したものは、旅費として計上できません。わざわざ旅費が高くなるような買方しか計上できないのは、税金の使い方としては、コスト削減という意味において疑問です。ポイントやマイルの問題はありますが、その旅程が関連なくSCOPEの目的であることが証明できれば、問題ないと考えます。また、現在、GOTOラベルで格安で旅行できます。こちらSCOPEでは利用できません。税金の使い方としては、これこそ使うべきではないでしょうか?不正を防ぐことだけに注力するあまり、本末転倒な経理処理を強要されることに、いち国民として怒りさえ覚えます。	個人	総務省	ポイントが付与される宿泊代や交通費並びにマイルが付与される交通費についても旅費計上が可能となっています。	なし	対応	経理処理手続きの効率化・合理化のため、令和3年度の経理処理説明にて本項目は改訂されております。	
817	令和3年6月10日	令和3年7月7日	登記わっとの稼働時間を24時間に	https://www.touki-kyoutaku-online.moj.go.jp 稼働時間は24時間にして、サポートする時間を限定する、といった運用の方が良いのでは。	運用が24時間でサポートは昼の時間だけという形態は広く一般的であり、利用者の了承が得やすい。サポートがなくても、24時間利用したいというニーズがある。	個人	法務省	規制改革の番号1161の回答を参照してください。				
818	令和3年6月10日	令和3年7月20日	統計の利用性向上	省庁間の統計利用の利便性を向上させて欲しい。	データサイエンスが注目されている昨今で、統計を利用した各種分析を行う際に、省庁をまたいだ統計の利用申請の審査が厳重で分析を始めると時間がかかりすぎる。分析を始めてみないとわからないことも多々ある中で、分析結果(統計を利用した際の成果物)をあらかじめ示してほしいというのは難題である。そのため、個票データのやり取りをもっと簡便に手軽に利用できるようにしてほしい。	個人	総務省	統計法第33条第1項第2号に基づき、以下の者が調査票情報の提供を受けることが可能です。 ○公的機関等が委託又は共同して調査研究を行う者 ○公的機関等が公募の方法により補助する調査研究を行う者 ○行政機関等が政策の企画・立案、実施又は評価に有用であると認める統計の作成等を行う者 また、同法第33条の2に基づき、以下の者が調査票情報の提供を受けることが可能です。 ○学術研究の発展に資する統計の作成等を行う者 ・大学等、公益社団法人又は公益財団法人(公益目的事業に限る)が行う調査研究 ・大学等に所属する教員が行う調査研究 ・大学等、公益社団法人又は公益財団法人が公募の方法により補助する調査研究 ○高等教育の発展に資する統計の作成等を行う者 上記の利用に当たっては、(磁気媒体の貸し渡しではなく)オンライン利用であれば、事前に提出する申出書に添付する詳細な集計表様式は不要とし、より探索的な研究が可能となるなど、手続の簡素化を図っております。マイクロデータ利用ポータルサイトにおいて手続をご紹介しております。 https://www.e-stat.go.jp/microdata/	統計法第33条第1項第2号、同法第33条の2	現行制度 下で対応可能	制度の現状欄に記載のとおりです。	
819	令和3年6月10日	令和3年7月7日	大学の謝金に関する作業従事簿の脱印鑑について	学生が学内の業務に携わり謝金を貰う場合、毎月作業従事簿を提出しなければなりません。それに押印しないと受け付けてもらえないので、それを脱印鑑してほしい。	作業従事簿のフォーマットはexcelファイルであるのでパソコン上で編集可能であり、押印が無ければファイル送信まで含めて全てパソコン上で完結する。しかし現状だと押印前のファイルをプリンタで印刷して押印し、それをスマホのカメラで撮影してパソコンに転送、そしてその写真を送るという多重手間状態である。これが簡略化されれば学内バイトの需要が増え、学生の経済支援に繋がると考えられる。	個人	文部科学省	御指摘の学生が提出申請する書類については、法令等において書面とすることを規定しておらず各大学ごとに内部規定や運用により提出書類やその方法を定めているところです。	なし	現行制度 下で対応可能	大学・学生間における連絡や事務手続きのデジタル化を進めることは、迅速な情報共有を実現するとともに、大学・学生双方の負担軽減にも大きく寄与するものであることから、各大学が学生による手続き等について内部規則等で定めている場合には、各大学の実情を踏まえつつ、必要に応じて見直しを進めていただくよう、文部科学省より、令和2年10月21日付事務連絡「大学等が学生に求める押印の見直し及び大学等・学生間における連絡手段のデジタル化の推進について」において、各大学へ依頼しているところです。	

規制改革・行政改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

番号	所管省庁への検討要請日	回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	提案主体	所管省庁	所管省庁の検討結果				備考
								制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要	
820	令和3年6月10日	令和3年7月7日	運輸安全委員会の報告書記載内容につきまして	海難事故調査は、海上保安庁、海難審判所が行っていますが、さらに運輸安全委員会も行っていきます。多重行政となっており、無駄なので、運輸安全委員会の船舶事故調査は必要ありません。調べたところ、国際的な海難事故調査コードには、事故関係者の過失を調査するよう提言されていますが、運輸安全委員会の船舶事故報告書には、何故か過失の記載が無く、意味がありません。	運輸安全委員会の船舶事故報告書を読む機会が多く、その都度、疑問に思っているのですが、何故、過失責任を問わない調査機関の報告書に船名が明示されたまま、公表されるのでしょうか。過失責任を問う海難審判所の採決書でさえ、おっぴらに船名を明示していません。デジタルタトゥーが社会問題となっている現在、報告書に船名を明示された所有者にとっては、懲戒しないと言う運輸安全委員会の報告書が、懲戒以上に関係者を苦しめています。海難審判所が船名を出さずに採決書を公表しても海難防止に十分役に立っているのですから、運輸安全委員会の船舶事故報告書は、関係者を後々まで苦しめるだけの意味のないものです。	個人	国土交通省	運輸安全委員会は、運輸安全委員会設置法に基づき、船舶事故等の防止及び船舶事故が発生した場合における被害の軽減に寄与するため、船舶事故等の原因及び船舶事故に伴い発生した被害の原因を究明するための調査を行っています。また、海上における人命の安全のための国際条約(SOLAS条約)附属書において、締約国に遵守が求められている「海上事故又は海上インシデントの安全調査のための国際基準及び報告される方式に関するコード(事故調査コード)」では、事故等の防止を目的として行われる事故原因の究明のための調査は、その他のいかなる形態の調査からも分離独立して行うべきであること、本コードの調査は事故の責任を問うことを目的としたものではないことが明記されており、運輸安全委員会は、当然に国際ルールに基づいた対応を行っています。	海上における人命の安全のための国際条約(SOLAS条約)附属書及び事故調査コード	事実誤認	運輸安全委員会では、今後も、事故等の防止及び事故が発生した場合における被害の軽減に寄与するため、事故等の原因及び事故に伴い発生した被害の原因を究明するための調査を適確に行って参ります。	
821	令和3年6月10日	令和3年7月7日	「登記・供託オンライン申請システム」の利用時間の拡大	登記・供託オンライン申請システムの利用時間が平日8時30分から21時までとなっているが、休日と夜間も利用できるようにしてほしい。	深夜時間帯の利用制限ならば民間のサービスでも行っており理解できる。ただ、平日に限られること、利用時間に夜間が含まれていないことは、利便性を著しく損なっている。司法書士のように業務として日中利用する者に実質的に限られたサービスになっている。法務省では相続登記を推進しているが、オンラインサービスの活用は、登記手続きのハードルを下げてくれる。司法書士を使うのは費用がかさむが、書面申請だと正しくできるか不安という人が、オンラインサービスで所定の操作に従えば正しく手続きができるという利便性が、この施策に寄与するものと考えられる。	個人	法務省	規制改革の番号1161の回答を参照してください。				
822	令和3年6月10日	令和3年7月7日	税関の組織について	東京横浜、大阪神戸税関それぞれの統合	常日頃国の運営誠に苦勞様でございます 税関の組織についての意見です 東京横浜大阪神戸の税関は海上貨物については東京湾大阪湾をメインに業務を担当されていることと思います(管轄区域を見るともっと様々な地区も担当されていますが) 現在、東京と横浜、大阪と神戸の税関はそれぞれ近距離にあるにもかかわらず組織が分かれています 湾や空港的に見ても例えば伝統のある横浜税関と神戸税関に統合して様々な業務コストが削減出来るのではと一個人ではありますが感じました この統合は一般事務等に割く人的資源を国際港湾として機能すべき東京大阪両湾の通関業務に振り分ける場合において効果があると思われ 様々なご都合もおありかと思いますが統合等についてご検討をお願い申し上げます	個人	財務省	税関の名称、位置、管轄区域及び内部組織については、財務省設置法第16条第4項に基づき、財務省組織令第84条により定められています。 東京湾及び大阪湾における税関業務については、一体的に業務を行ってまいります。	財務省設置法第16条第4項 財務省組織規則第84条	現行制度下で対応可能	税関は、輸出入者や通関業者などの利用者の方々々が事務手続を行う際の便宜や、関係機関間の事務処理の効率等を念頭に置きつつ、全国を9つに分ける形で設置されています。 税関業務にかかる業務コストの削減については、これまで、共同・連携した取組みや、申告官署の自由化の導入による官署を跨いだ輸出入申告を可能とするなどの取組を行っているところですが、4税関を単純に統合して2つの税関にすることについては、税関を訪れる利用者の方々に不便を与えかねないことや、行政の効率性の低下を招きかねないことから、慎重に議論を行う必要があると考えております。	
823	令和3年6月10日	令和3年7月7日	長期気象予報サービスの一括化	政府系機関の気象庁で長期予報サービスがあります(URL)。 https://www.jma.go.jp/jp/longfcst/ 一方、同じ政府系機関と思われる海洋研究開発機構でも長期予報サービスがあります(URL)。 http://www.jamstec.go.jp/aplinfo/sintexf/seasonal/outlook.html 同じ税金を使うならどちらか1つに一括すべきです。	長期の気象予報にはスーパーコンピューターや動かす電気代、人件費など、結構な予算が投じられていると想像します。 国の別々の期間が行うのは、税金の無駄ですし、利用者としてもどちらを使えばよいかわかりません。より精度の高い予報を残すか、1つにまとめて、効率化すれば、税金、予算も削減できるのではないかと思います。まさに縦割りの弊害かと想像します。こうした無駄が積み重なり、毎年100兆を超える予算等、国の借金が増加しているのではないのでしょうか。 効率化することで、借金や国民の税金の負担が和らぐというメリットがあります。 こうした重複は氷山の一角かと思えます。利用者から指摘されなくても、政府内で自主的に効率化が進むことを期待します。	個人	文部科学省 国土交通省	海洋研究開発機構(JAMSTEC)で行われている最先端の研究で得られた知見を気象庁が季節予報等の業務に活用しているほか、気象庁が設置する「異常気象分析検討会※」に海洋研究開発機構の研究者が参加するなど、両機関は連携して長期予報の高精度化に取り組んでいます。 ご指摘の、気象庁が提供している長期予報と海洋研究開発機構が公開している長期予報は、目的・性質が異なるものであり、内容が重複しているものではありません。 具体的には、気象庁では、気象業務法及び関連法令に基づき、法第十三条の一般の利用に適合する予報として、令第四条で定められる季節予報(当日から一箇月間、当日から三箇月間、暖候期、寒候期、梅雨期等の天気、気温、降水量、日照時間等の概括的な予報)の提供を行っています。 一方、海洋研究開発機構が公開する長期予報は、気候現象の発見・解明、気候変動の理解と地球規模の気候の予測可能性を改善するための研究開発を目的としています。世界の気候変動に影響を与えるエルニーニョを2年先まで予測するモデルの開発に取り組むなど、世界の気候予測研究をリードする取組も行っており、気象庁が提供する情報を高精度化していくためにも、このような研究開発は不可欠です。 ※「異常気象分析検討会」:社会経済に大きな影響を与える異常気象が発生した場合にその発生要因等を分析するための外部有識者会議	気象業務法 気象業務法施行令	事実誤認	制度の現状欄に記載のとおりです。	
824	令和3年6月10日	令和3年7月20日	本省において仕事のあり方	本省での仕事のあり方について余りにも多すぎる残業時間。 サービス残業の常態化。 新人でも容赦ない仕事量 勤務間インターバル11時間の確保を義務化してほしい。 良い仕事をするには休息が必要。 体調不良やメンタル不良など良いことなんか一つもありません。 インターバル11時間を義務化することを提案します。 サービス残業の撤廃もお願いします。	インターバル11時間確保とサービス残業撤廃することによりホワイト化が実現します。 優秀な人材確保にはホワイト化が急務と考えます。 経済効果、社会的効果も計り知れないでしょう。	個人	内閣官房 人事院	超過勤務による職員の疲労の蓄積を防ぐための制度として、早出・遅出勤務やフレックスタイム制におけるコアタイムの特例が設けられています。 「国家公務員の女性活躍とワークライフバランス推進のための取組指針」(平成26年10月17日女性職員活躍・ワークライフバランス推進協議会決定。令和3年1月29日一部改正)において、各府省等は、勤務時間管理をシステム化し、職員の勤務時間の「見える化」に取り組むとともに、フレックスタイム制や早出遅出勤務の活用等により、職員の心身の疲労回復や健康維持のために必要な時間(勤務間インターバル)の確保に組織的に取り組むこととなっております。 また、国家公務員の超過勤務は、公務のため臨時又は緊急の必要がある場合に、各省各庁の長が命じるものであり、当該命令を受けて、正規の勤務時間を超えて勤務した全時間に対して超過勤務手当を支給することとなっております。	一般職の職員の勤務時間、休暇に関する法律第6条第2項、第3項 人事院規則15—14第3条第4項 一般職の職員の給与に関する法律第16条第1項	現行制度下で対応可能	制度の現状欄に記載のとおりです。	

規制改革・行政改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

番号	所管省庁への検討要請日	回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	提案主体	所管省庁	所管省庁の検討結果				備考
								制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要	
825	令和3年6月10日	令和3年7月20日	選挙 投票時間の変更について	期日前投票時間を「8時30分～20時」から「8時30分～18時」、当日投票時間を「7時～20時」から「8時～18時」に変更する。	変更する理由としては 1 期日前投票の18時～20時及び当日投票の18時～20時について投票者数が少ないこと 2 投票立会人について、選挙への従事時間が長いため投票立会人を受諾する者が少なく、今後ますます少なくなることが懸念される。 変更することによって、選挙執行費用(主に人件費)を削減できます。有権者は、提案する時間帯に投票所を開設しているから投票に行くのであって、開設していなければ他の時間帯、他の日に投票します。期日前投票により以前より投票しやすくなっているため、有権者は投票する気があるのであれば十分投票できます。ただ、投票する気がないだけです。投票率は選挙の関心度によって変わるもので、投票の開設時間の長さに左右されるものではありません。また、投票立会人の従事時間を短縮すれば、投票立会人を引き受けていただける民間人も増えると考えます。公職選挙法では投票時間の繰り上げを規定していますが、本来の投票時間を短縮していただきたいと考えます。過去に投票時間を長くするように法改正していますが、その時代は期日前投票がなかったはずで、ご検討をよろしく願います。	個人	総務省	投票所は、原則として、午前7時に開き午後8時に閉じることとされています。	公職選挙法第40条	対応不可	公職選挙法第40条では、投票所は、原則として午前7時に開き午後8時に閉じるとされていますが、これは選挙人の投票環境を向上させるため、平成9年の改正で、従来午後6時に閉じるとされていたものを、現在の午後8時に閉じるとされたものです。ご提案については、選挙人の投票の機会確保等との関係から、検討が必要です。	
827	令和3年6月28日	令和3年7月20日	国勢調査の内容書き直し	今回の国勢調査員をしていた大学生です。単刀直入に申し上げますと、自宅に郵送された回答結果を調査票に書き写すという仕事は必要なのか？と言う話であります。紙媒体でないデータにまとめてあるものをわざわざ書き写すまでというのは意味がないように思いました。	回答して下さった方とその詳細(ネットのみ)が自宅に送られてきて、それを調査票に書き写せとのことでしたが、すでにまとめられて送られた情報を調査票に写す意味が分かりませんでした。時間の無駄だと思います。きっとパソコンでファイルにまとめるのでしよう。紙媒体で取っておきたいなら印刷すればいいのでは？まだ全て紙で取っておいてデータがないなら遅れ過ぎかと思えます。この時間の分、手当に入っているならその分を削って他の予算に回すべきだとも思いました。何人国勢調査員がいるのかは知りませんが、予算としても無駄があると思えます。	個人	総務省	番号768の回答を参照してください。				
828	令和3年6月28日	令和3年9月10日	普通車や軽自動車のOSSについて	対象車種により運用主体(普通車は国土交通省、軽自動車は軽自動車協会)が異なることは理解するが、私を含め多くの整備工場では、どちらの車種も取扱っている。軽自動車協会は独立行政法人？なのか、とにかく府省ではないということのようで、重量税は問題ないが、検査手数料が国税ではないらしく、国税の仕組みとは異なる収納代行業者の金融機関の中からは納付ができなくなっている。独立行政法人などのような組織も、所詮国と同じなのだから、国税と同じ仕組みで支払える金融機関を同じにしてほしい。	私は軽自動車の検査手数料もダイレクト納付を利用したいと思っているが、軽自動車の検査手数料は国税じゃないと、仕組みが違うからとうとうダイレクト納付もできないのだそう。デジタル化を推進するなら、独立行政法人などの組織も、国と同じように国税の仕組みを利用してほしい。	個人	国土交通省	自動車保有関係手続のワンストップサービス(OSS)において、現状国庫納付の仕組みを組み込んだマルチペイメントネットワーク(以下、「MPN」)による電子決済を利用しており、国庫金である重量税の支払い手段としてダイレクト納付を可能としているところで、一方で、軽自動車の検査手数料の収納機関は軽自動車検査協会であり、国の歳入となり得ないため、重量税とは別の収納代行方式を組み込んだMPNによる電子決済を利用しています。収納代行方式を組み込んだMPNによる電子決済においては、ダイレクト納付の仕組みがないためATMやインターネットバンキングから納付する必要があります。	なし	検討を予定	軽自動車を含む自動車保有関係手続においては、キャッシュレス納付等利便性向上に向けた取組が重要であると認識しております。軽自動車の検査手数料のダイレクト納付につきましては、軽自動車検査協会や関係機関と協力しながら実現可能性を検討して参りたいと考えております。	
829	令和3年6月28日	令和3年9月10日	検討会のYouTube配信について	弊社内での職務担当から、主に厚生労働省の検討会をよく傍聴させて頂いております。一方、コロナ禍により、多数の検討会が「報道関係のみ」となっております。ぜひ、YouTube配信の範囲拡大を考慮して頂ければ幸いです。	中央社会保険医療協議会など、一部の検討会ではYouTube配信を行っており、テレワーク環境下からも大変ありがたく感じております。このようなYouTube配信の幅を広げて頂くことで、行政への身近な関心が深まるものと考えております。また、目煩忙しい職員の皆様にとっても、効率化につながり、会場費用の削減も想定できるのではないのでしょうか。	個人	厚生労働省	新型コロナウイルス感染症の拡大を受けて、審議会等の傍聴について制限を設ける一方で、議事録の速やかな公開により、議事の適時の公開に努めているところです。	なし	その他	いただいたご提案も参考にさせていただきながら、引き続き議事の適時の公開に努めてまいります。	
830	令和3年6月28日	令和3年9月10日	警察署の免許の住所変更について	免許の住所変更の際に、タブレットやデータベースを活用して、同じ情報を何度も記入しなくてもいいようにしてほしい。また、変更に必要な費用を現金以外で支払えるようにしてほしい。	免許の住所変更を行なった際に、名前や住所の記入を何度も要求され、非効率に感じたため。おそらく、住所変更のみならず警察署で行う手続きがほとんどこのような実態だと考えられるため、書類手続きの見直しをすることは、警察署にとっても事務業務の効率化につながると考えられる。また、キャッシュレスに関しても、感染対策、業務効率化などメリットが多い上、携帯しにくい人が増えているため、警察署の利便性向上のためにも早急に行うべきである。	個人	警察庁	住所変更により、免許証の記載事項に変更が生じたときは、速やかに変更後の住所を管轄する都道府県公安委員会に届け出て、変更後の住所の記載・記録を受けなければなりません。なお、免許証の記載事項の変更届出の手続においては手数料を徴収していません。	道路交通法(昭和35年法律第105号)第94条 道路交通法施行規則(昭和35年総理府令第60号)第20条	検討に着手	警察庁では、各種申請等の手続をオンラインで行うことができるシステムを構築するための検討を進めており、このシステムが利用者にとってより利便性が高いものとなるよう、必要な添付書類の合理化等、手続自体の見直しについて検討を進めています。	
831	令和3年6月28日	令和3年9月10日	介護保険経費の節約・削減の提案	(1)1次判定のコンピューターシステムを簡単にする。 (2)2次判定の「介護認定審査会」を廃止する。 これで、介護認定のスピードが速くなり、事務量が減り、全国で、毎月20億、毎年240億円が浮く。	(1)現行の、介護認定の1次判定システム(コンピューター解析)は、現場の意見を反映したものではなく、極めて複雑でありながら、現場にとっては、おかしな判定になることもある。例えば、認知症がひどくても体が動く介護度が低くなるなど実態に即していない。現場のケアマネの意見を取り入れて、簡単に明瞭なシステムに変更すべき。現場の複数のケアマネが介護度を判定して、コンピューターは数値が異常でない限り、追認・補足するシステムで良い。また、現行の、筆記主体の記入と処理をやめ、初めから、タブレットによる、電子入力にすれば、極めて事務が効率化、簡素化される。 (2)そういう簡単明瞭な電子システムを構築すれば、介護認定審査会は不要である。現在でも、ほぼ不要。全国で、介護認定審査会委員数は、約5万人おり、毎月2回開催(約6人による会議が構成単位)され、報酬は2万円/回。無駄な時間が使われている。システム構築にあたっては、学者・研究者は、現場を知らないで、非実践的なシステムをつくりやすい。丸投げ外注厳禁。よほどの注意が必要。	個人	厚生労働省	要介護認定(要支援認定を含む。)は、介護の必要量を全国一律の基準に基づき、客観的に判定する仕組みであり、一次判定及び二次判定の結果に基づき、市町村が申請者について要介護認定を行っています。 (参考) 一次判定:市町村の認定調査員による心身の状況調査(認定調査)及び主治医意見書に基づくコンピューター判定を行う。 二次判定:保健・医療・福祉の学識経験者により構成される介護認定審査会により、一次判定結果、主治医意見書等に基づき審査判定を行う。	介護保険法第27条4項、同法32条3項、介護保険法施行規則第38条、同規則52条	対応不可	(1)要介護認定制度は、全国一律の基準に基づき、認定調査員により、認定申請者の心身の状況の調査を行い、その結果等に基づくコンピューター判定(一次判定)を行った上で、介護認定審査会における二次判定と組み合わせることで要介護度を認定することとしています。 そのため、介護の手間の総量を専門職に代わってコンピューターで判定する現行の一次判定も、個人個人の心身の状況を統計的手法を用いて客観的に把握し、介護の手間に応じて必要な介護サービスを公平に受けられるようにするために重要と考えています。 また、タブレットによる電子入力については、一部保険者にて、実施されていることは承知しており、先進的な取組事例として各保険者の判断で実施していただくことは、差し支えないと考えます。 (2)介護認定審査会は、要介護者等の保健、医療又は福祉に関する学識経験を有する者から構成され、委員による総合的な判断の下、認知症等の状況など個別の事情等も勘案し、一次判定の結果の修正を含めて、要介護度等について最終的に判定する主体であり、介護保険法に基づき、市町村は介護認定審査会の審査及び判定の結果に基づき要介護認定等を行うこととしていることから、介護認定審査会自体を省略することは困難です。	

規制改革・行政改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

番号	所管省庁への検討要請日	回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	提案主体	所管省庁	所管省庁の検討結果				備考
								制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要	
832	令和3年6月28日	令和3年11月4日	地方自治体における資産管理台帳の重複	地方自治体において、固定資産の管理台帳として、 (1)固定資産台帳(総務第14号 平成27年1月23日に基づき平成30年度より作成) (2)公有財産台帳(地方財政法?)による要求?? (3)学校施設台帳(文科省所管) (4)公園台帳(国交省所管) (5)道路台帳(国公省所管) (6)その他法定台帳などの管理台帳の作成が行われており、毎年更新の負担は大きいものとなっています。これらを集約、整理することを提案致します。	過去から複数の資産管理台帳があり、公有財産台帳と学校施設台帳などはいずれも作成することとなっています。しかし、平成28年度から地方公会計の制度に基づき固定資産台帳を新たに作成することとなり、固定資産台帳と公有財産台帳についてはほぼ内容が重複することとなりました。学校施設台帳や公園施設台帳などの各省庁所管の管理台帳については地方自治体で作成し、各省庁に報告することとなっていますが、これらについては重複するところもあり、整理をできないかと思つた次第です。	民間団体	総務省 文部科学省 国土交通省	(1)固定資産台帳は、地方公共団体の保有する財産(固定資産)の適切な管理及び有効活用のため、所有する全ての固定資産について、取得価額、耐用年数等のデータを網羅的に記載するものです。 (2)公有財産台帳は、地方自治法で定められる公有財産の管理等のために、整備されているものであり、記載事項は法律で規定されておらず、地方公共団体において定められるものです。 (3)学校施設台帳は、「公立学校施設の実態調査要項」(昭和29年4月2日付け文部大臣裁定)に基づき、国庫補助金の執行に関する資料を得るとともに、公立学校の施設の実態を把握することを目的に、毎年5月1日時点の状況を基に作成されています。 (4)公園台帳は、都市公園法第17条に基づき、公園管理者がその管理する公園の台帳を調製することになっており、また、その記載事項は、公園の沿革の概要、公園施設として位置づけられる建築物の建築面積、主要な占有物件、区域の境界線など、都市公園法施行規則第10条に列挙されています。 (5)道路台帳は、道路法第28条に基づき、道路管理者がその管理する道路の台帳を調製することになっており、また、その記載事項は、道路の種類や路線名、幅員等構造等の諸元など、道路法施行規則第4条の2に列挙されています。	(1)固定資産台帳なし (2)公有財産台帳 地方自治法第238条 (3)学校施設台帳 地方教育行政の組織及び運営に関する法律第54条第2項 (4)公園台帳 都市公園法第17条 施行規則第10条 (5)道路台帳 道路法第28条 道路法施行規則第4条の2	(1)(2)(3)現行制度下で対応可能 (4)(5)事実誤認	(1)(2)固定資産台帳に、各地方公共団体において定めている公有財産台帳で記載すべき内容が記載されていれば、当該固定資産台帳を公有財産台帳として取り扱うことが可能であり、そのような取組を行っている地方公共団体があります。 (3)また、学校施設台帳(公立学校施設の実態調査)は法律に基づく統計調査にはあたらなため、整理することは可能ですが、補助金執行の根拠となるために必要な情報として、各教科毎の保有教室数や学級数、児童・生徒数等、詳細な内容も記載されており、固定資産台帳の項目と重複しない部分が多数を占めています。 (4)さらに、公園台帳は、調査及び図面で組成されており、公園の沿革の概要や民地との境界線など、固定資産台帳とは異なり、公園管理を的確に行う目的で公園管理者に作成を義務付けているものです。公園台帳の記載事項は上記目的に必要な項目(都市公園法施行規則第10条に規定)となっており、固定資産台帳の項目と重複するものは供用開始日などに限られ、ほとんどありません。 (5)道路台帳は、調査及び図面で組成されており、道路の種類、構造等の諸元や民地との境界等を明確にする等、固定資産台帳等の資産の価値を示す台帳とは異なり、道路管理を円滑に遂行する目的で調製しているものです。道路台帳の記載事項に関しては上記目的に必要な項目(道路法施行規則第4条の2に規定)となっており、固定資産台帳のそれと重複するものは供用開始日などに限られ、ほとんどありません。 なお、公園・道路台帳ともに、地方自治体が国土交通省に報告することはなっておりません。	
833	令和3年6月28日	令和3年7月20日	災害時の避難所	災害時の避難所先の指定で、「市区町村」と「都道府県」で区分けて、「都道府県」の所有物や管轄のものが避難所指定になっていないので、指定してほしいです。	現在、避難所指定先は「市区町村」の管轄である、小・中学校や公園などが指定されています。しかし「都道府県」の管轄である、例えば都立高校・都立病院などに関しては、広大な土地があるにもかかわらず、個別に一部の市区町村と所属する都道府県が協議し提携することで一部避難先として指定されているケースがあるぐらいで、基本的に指定されていません。もし東京をはじめ、大都市圏で大災害が発生した場合、現在指定の避難所だけでは人が溢れかえることが容易に想像できます。災害時に、耐震設計された近くにある高校や広大な土地がある病院の軒先への避難はできず、わざわざ「市区町村」が指定した遠方の指定避難先に行くことは避難途中に災害に遭うリスクを高めます。災害時に「市区町村」「都道府県」など、地域の一般市民は意識しません。災害に対する備えとして、「市区町村」と「都道府県」で分け隔てるのではなく、一元管理のもと、「都道府県」の所有物や管轄のところも指定していただくと一般市民は嬉しいです。(できれば私立高校・私立大学も避難所先として指定してほしいぐらいです)	個人	内閣府	災害対策基本法における指定避難所は、想定される災害の状況等を勘案し、災害が発生した場合における適切な避難所の確保を図るため、市町村が指定するよう定められています。指定避難所となる施設について、被災者が一定の期間、避難生活を送ることができる施設としての要件が定められていますが、市町村が保有する施設に限らず、都道府県や官公庁、民間の施設等も指定することができ、地域の実情等に応じて指定されています。	災害対策基本法第49条の7 災害対策基本法施行令第20条の6	対応	指定避難所は市町村が地域の実情等を考慮して指定することとしており、ご提案にある都道府県が保有する施設や私立学校が指定されている事例もあります。国としては、指定避難所の確保に向けた市町村の取組が推進するよう、引き続き支援していきたいと考えています。	
834	令和3年6月28日	令和3年7月20日	航空局への書類提出に関する紙類削減について	東京国際空港 エプロン内作業について東京航空局 東京空港事務所へ[作業予定日報]所定の様式なるものを提出することになっており1作業につきA4用紙で3枚を運航情報管などへ提出している。この3枚の書類提出を簡略化するため、Web上の専用フォームやメール添付で提出してほしい。	毎日のように発生する作業では月30日x3枚必要となり毎月A4用紙90枚にもおよぶ事務用品の削減。事務費用削減のためカラー印刷を制限している会社では色が必要な部分には印刷をカラーペンで色付けをするよう航空事務所より要請があり人件費もかかっている。様々な人が出入りをする航空事務所へ直接提出する際の他者と接触をなくしたい。各社人員削減されている中このような無駄な人件費を見直すべき	民間企業	国土交通省	東京空港事務所あてご提出いただく「作業予定日報」については、令和3年5月10日から一部事業者様を対象に、メール添付による提出を開始しております。	なし	対応	「作業予定日報」のメール添付による提出は、令和3年7月までに全事業者様まで対象を拡大するよう計画しております。	
835	令和3年6月28日	令和3年7月20日	独立行政法人日本学生支援機構の書類について	未成年の学生は貸与奨学金の増額減額の際、保護者の署名と押印が必要なので未成年者でも署名押印なしで増減額できるようにしてほしい	貸与奨学金の減額をしようとした際に保護者の印鑑と署名が必要だったので手続きに地元が遠く一人暮らしのため、とても時間がかかってしまった。一人暮らしの学生が困っているので早急な対応をしてほしい	個人	文部科学省	日本学生支援機構の貸与型奨学金は、民法上、金銭消費貸借契約にあたり、未成年者が奨学金の月額変更を行う場合には、親権者の同意が必要となります。	なし	現行制度下で対応可能	制度の現状欄に記載の通り、未成年者が奨学金の月額変更を行う場合には、親権者の同意が必要となるため、親権者による自署を必要としています。親権者による押印は、令和3年4月から不要としています。引き続き、学生等の手続きにおける負担軽減に努めてまいります。	
836	令和3年6月28日	令和3年7月20日	役所は新卒採用から中途採用へ	役所は2~3年以上民間を経験した人材のみを新卒20代、中間管理職30代・管理職40代は通年で年代別に採用する。	民間経験がないまま新卒者が役所に就職すると、役人社会が全てで、民間の働き方や心情が分かりません。許認可業務でお願いされていると、いつの間にか上から目線で融通が利かない役人になってしまいます。しかし、長い役人社会に慣れると所信を忘れ役人の論理に馴染み、それを防ぐために民間経験をした中間管理職を採用して新風を吹き込む。更に管理する立場の人材も民間から登用する事で組織の各年代に民感覚が生かされ、国民との間隔のズレが解消されます。	個人	内閣官房 人事院 総務省	【国家公務員】 番号407(国家公務員)の回答を参照してください。 【地方公務員】 地方公務員の採用については、地方公務員としての標準職務能力及び適性を正確に判定することを目的として、新規学卒者に限らず民間企業等の勤務経験のある方を含め、職務に応じ各地方公共団体で定める一定の受験資格の下で採用試験が実施されています。また、全体の奉仕者としての自覚や意欲並びに住民の視点を持ち、能力の高い職員を育成することは重要であることから、地方公共団体においては、人材育成基本方針を策定し、職務や研修等を通じて職員の育成・能力開発を推進しています。	【地方公務員】 地方公務員法第19条	【地方公務員】 現行制度下で対応可能	【地方公務員】 総務省としては、各地方公共団体に対して、各団体の実情に応じて、多様な人材の確保を図るため、新規学卒者の採用に限らず、中途採用の積極的な推進に取り組むよう助言しているところです。また、人材育成の目的、方策等を明確にした人材育成に関する基本方針を策定し、職員の能力開発を効果的に推進するよう助言しています。	

規制改革・行政改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

番号	所管省庁への検討要請日	回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	提案主体	所管省庁	所管省庁の検討結果				備考
								制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要	
837	令和3年6月28日	令和3年7月20日	PTA廃止を希望します	小中学校の事実上強制加入となっているPTAの廃止を希望します。 本来は任意加入であり、入会しなくても子どもが差別的に扱われることがないということが周知されず、入会届がなく入学と同時にPTAに個人情報を書き学校はまだ存在します。(連絡網を作るという名目で集めた個人情報をPTAにも使用するという学校もありました。事実上拒否し難い。)戦後GHQが持ち込んだPTAは自浄能力は期待できず、国の構造改革によってしか正すことはできません。多くの働く母親が苦しんでいます。	共働きが当たり前となった現代で、PTAの負担がなくなることで多くの女性が子供を持つようになると思います。	個人	文部科学省	番号242の回答を参照してください。				
838	令和3年6月28日	令和3年7月20日	西暦に統一	和号は判りにくい計算が大変なので、ので、公的な文書は西暦に統一して欲しい。	例えば運転免許証。私の免許は平成35年の誕生日まで有効なのだが、平成35年が何年後なのかにわかりにくい。令和に変わって調べる手間が煩わしい。時間と経費の無駄。	個人	警察庁	番号630の回答を参照してください。				
839	令和3年6月28日	令和3年8月18日	公共事業の入札指名参加手続きについて	2年毎に各県、市町村へ入札指名参加を行っています(今年も申請年度になっています) 各市町村は独自様式をダウンロードして記入し申請を行う事が多く事務負担が過大となります。 手順は、決算?建設業の経営審査?県の入札参加?市町村となります。 この為、通常業務のほかにこの事務負担が大きくなりますので下記の提案をいたしたく思います	提案 ○県の様式を基本として各市町村に申請 ○県様式で補えない部分のみ独自様式の申請 ○提出期日に幅を持たせた日程 ○一部市町村の持参のみの申請受付を郵送可能にする以上を提案したく思います、よろしくお願ひします。	民間企業	総務省	規制改革の番号1231の回答を参照してください。				
840	令和3年6月28日	令和3年9月10日	運転免許更新	運転免許更新センター(熊本)での ・受付 ・支払 はQRコード受付、自動精算機支払などを導入して効率的に運用してほしい。	待ち時間ももたない。 人が長時間集まり過ぎていてソーシャルディスタンスも確保できていない。 ・人が受付するのをやめる ・人が会計するのをやめる ・免許センターでの用紙記入をやめる 受付は更新業書に記載したQRコード受付など。 会計は事前オンラインや会場での自動精算機支払いなど。 用紙は事前オンライン記入など。 対応できない人は会場まで通ってよいと思う。 受付、支払など行っているスタッフも1日同じことを繰り返しており、機械でも対応できる。 人件費が無駄だと思う。 もっと別のことに人件費を使って欲しい。 スタッフの時間も、更新に来る人の時間も、すべて無駄にしている運用を改善してほしい。	個人	警察庁	地方公共団体による手数料の徴収に関しては、地方自治法(昭和22年法律第67号)第228条第1項の規定に基づき、条例の定めるところにより行うこととされており、都道府県ごとの取組として、手数料の支払いのキャッシュレス化を進めているほか、インターネット予約機能の整備に着手するなどして、運転免許業務の円滑な実施及び国民の利便性向上を図っています。	地方自治法(昭和22年法律第67号)第228条第1項	検討に着手	警察庁では、共通基盤を整備し、警察庁及び都道府県警察のこれまでのシステムを集約・統合して、個々のシステム同士の連携を容易にするなど警察情報管理システム全体の合理化・高度化に取り組んでいます。これにより、警察が所管する行政手続のオンライン化等を可能とし、国民の利便性向上や負担軽減を図るとともに、行政手続の処理の効率化や警察情報管理システムの整備・維持に係るコストの大幅な削減を図ることとしています。	
841	令和3年6月28日	令和3年7月20日	事業所・企業照会票の効率化	現在、総務省統計局が事業所・企業照会を実施しているが、この照会事項を、法人事業概況説明書や定款等から取得するように制度変更してほしい。	総務省統計局が行う事業所・企業照会の照会票に記入すべき事項は、法人事業概況説明書や定款に記載されているものであり、総務省統計局が他の行政機関等から情報提供を受ければ済む事項ばかりである。照会票の作成、郵送、回答内容の入力などの事務にかかるコスト(株式会社フューチャー・コミュニケーションズへの委託費を含む)は、上記のように他の行政機関から総務省が情報提供を受ければ本来かからない無駄なコストである。 本提案が実現すれば、企業と行政の双方の事務負担(人的負担および金銭的負担)を軽減できると考える。	個人	総務省	総務省統計局では、行政機関等が事業所を対象とした統計調査を実施するにあたって、調査対象名簿作成のための標本抽出処理や母集団情報の管理等、統計作成業務の効率化を図ることを目的として、統計法第27条に基づき事業所母集団データベースを整備しております。 この度の照会は、同データベース整備の一環として行うものでして、行政記録情報(労働保険情報、商業・法人登記簿情報)を基に新たに事業を開始されたと考えられる事業所の候補を特定の上、事業内容等について照会するものになります。ご回答いただいた照会票の内容は、同データベースの最新化(新設事業所としての情報追加)に利用されます。	統計法(平成19年5月23日法律第53号)第27条第1項	対応不可	照会票に記入いただく内容は、事業所単位の情報となっております。法人全体としての情報を収録した「法人事業概況説明書」や「定款」からは取得できないものと考えます。	
842	令和3年6月28日	令和3年7月20日	厚生年金から国民年金への切り替えの際の行政対応	厚生年金から国民年金への切り替えの際、区役所の担当者が都度都度年金事務所に電話で確認する作業を撤廃し、年金事務所と役所の双方で確認、登録できるシステムを構築してほしい。	海外転出や派遣社員として就業している関係で、国民年金から出たり入ったりしていますが、その度に区役所の担当者が年金事務所に電話で確認する作業が必要となり、マニュアルなもののため間違っていることもあり、何度も電話をするなど、時間も手間もかなりかかっています。 なんのための電子決裁なのかわかりません。形だけ電子決裁で、実質は紙決裁のままです。 また、合議先が増えれば増えるだけ紙媒体の決裁資料を用意する必要がありますが、私自身の経験では1回で30分ほどかかったこともございます。 ご一考のほど、よろしくお願ひいたします。	個人	厚生労働省	現在、年金記録の確認については各市町村から年金機構への電話照会のほか、希望に応じて可搬型窓口装置を貸与し、それにより年金記録を確認することが可能となっております。	なし	現行制度下で対応可能	制度の現状欄に記載のとおりです。	
843	令和3年6月28日	令和3年7月20日	国税局の電子決裁の効率化	国税局の電子決裁の電子化を進めてほしいです。	政府では電子決裁を進めていることと思います。 私は国税局に勤務していますが、国税局の決裁では電子決裁にもかかわらず、いろいろ紙媒体のものを用意しなければいけません。 なんのための電子決裁なのかわかりません。形だけ電子決裁で、実質は紙決裁のままです。 また、合議先が増えれば増えるだけ紙媒体の決裁資料を用意する必要がありますが、私自身の経験では1回で30分ほどかかったこともございます。 一刻も早く紙媒体の資料が不要になることを望みます。	個人	財務省	「電子決裁移行加速化方針」(平成30年7月20日デジタル・ガバメント関係会議決定)において、各府省は、電子決裁とすることでかえって業務が複雑・非効率となるものや災害時などの緊急案件を除いて、業務運営上の様々な工夫によって電子決裁とすることができるものは速やかに電子決裁とすることを基本として、電子決裁への移行を加速化するとされております。 当該加速化方針に基づき、国税庁で作成・取得する行政文書の特性を踏まえ、電子決裁への移行に当たり留意すべき事項を全国国税局に対して周知しております。	なし	現行制度下で対応可能	制度の現状欄に記載のとおり、業務運営上の様々な工夫によって電子決裁とすることが基本とされ、国税庁においても電子決裁の利用促進に努めているところです。 例えば、一元的な文書管理システムを利用した電子決裁時においては、決裁者が効率的に案件の内容を確認できるよう、「何い文」欄に案件の概要を分かりやすく入力することや、参考資料等の添付資料がある場合には、迅速な決裁に資する観点から、それらの決裁資料を1つのPDFファイルにまとめたもの(決裁全文)を作成し、「別添(電子)」欄に添付するなどにより、紙媒体の決裁資料を用意することは不要になるものと考えます。	

規制改革・行政改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

番号	所管省庁への検討要請日	回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	提案主体	所管省庁	所管省庁の検討結果				備考
								制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要	
844	令和3年6月28日	令和3年8月18日	感染症危険情報の変更に伴う水際措置等手続の問い合わせ窓口	新型コロナウイルスについては、いまだ収束の目途が立たないなか、日本国民は政府の新型コロナウイルス対策の要請を真摯に受け止め、対応しております。しかしながら、外国籍の入国再入国者の情報については、問い合わせ窓口が複数あり、実態把握を難しくしております。については、以下の窓口を一本化し、国民への周知を図っていただきたい。	新型コロナウイルスが再び拡大し、欧州各国が次々とロックダウンの導入措置を取り始めている。フランス、ドイツに続き、イングランドもロックダウンの再導入を決定。スペインでは緊急事態宣言が来月5月まで延長された。 新型コロナウイルスについては変異・変種など未解明な脅威であることを踏まえ、また昨今の日本国内での感染状況に鑑み、とりわけ、国内由来か国外由来かを国民に周知する必要がある。 そこで、国民が国外入国者情報を容易に入手できるよう、以下の窓口を一本化すべきである。 感染症危険情報の変更に伴う水際措置等手続 (問い合わせ窓口) ○厚生労働省新型コロナウイルス感染症相談窓口(検疫の強化) 日本国内から: 0120-565-653 海外から: +81-3-3595-2176(日本語、英語、中国語、韓国語に対応) ○出入国在留管理庁(入国拒否、日本への再入国) 電話: (代表)03-3580-4111(内線4446,4447) ○外務省領事サービスセンター 住所: 東京都千代田区霞が関2-2-1 電話: (代表)03-3580-3311(内線)2902, 2903 (外務省関連課室連絡先) ○外務省領事局外国人課(査証の効力停止) 電話: (代表)03-3580-3311(内線)3168 ○外務省経済局アジア太平洋経済協力室(APEC・ビジネス・トラベル・カード)	個人	厚生労働省 法務省 外務省	【厚生労働省】 新型コロナウイルス感染症に関し、新たな水際措置等問い合わせに対応するためのコールセンターを設置し、ホームページ等にて情報提供を行っています。 【法務省】 新型コロナウイルス感染症に関し、出入国在留管理庁は、感染者の国内流入を防止するため、一定の国・地域に滞在歴のある外国人について、出入国管理及び難民認定法第5条第1項第14号に該当する外国人として、特段の事情がない限り、上陸を拒否する措置を講じているところ。この措置の具体的内容については、出入国在留管理庁のホームページやSNS等にて情報提供を行っています。 【外務省】 新型コロナウイルス感染症に関する新たな水際措置、各国の入国制限・行動制限措置等について、関係省庁と情報を共有し、外務省及び海外安全ホームページ等にて情報提供を行っています。	なし	対応不可	各省庁、部署により、専門及び所掌する事務が異なるため、一つの窓口で全ての照会に対応することは困難であります。求めに応じて適切な照会先を案内しています。	
845	令和3年6月28日	令和3年7月20日	外務省外交史料館の開館日時について	開館日を平日全てにするか、開館時間を午前午後双方に拡大すること、もしくはその両方	現在、外交史料館の開覧室は、新型コロナウイルス感染症対策として開館日時を月、水、金(祝日除く)の13時30分から17時30分までとして事前予約制をとっているが、以下の点で特に東京近郊以外の地方在住者にとって利用日時を確保することが難しく不便であるため。 1. 最初の利用後に次回の利用予約申請をするため、連続しての利用がほぼ不可能である。 2. 開館時間が短く隔日である。 3. 利用予約の可能な期間が向こう1ヶ月間程度と言われたが、その辺の規定事項がホームページ等に明記されていないため、利用予約の予定日を立てにくい。	個人	外務省	現在外交史料館の開覧室は、新型コロナウイルス感染症対策の一環として、例外的に週3日(午後)開館(祝日を除く月曜日、水曜日、金曜日)の13時30分から17時30分まで、1日6名までの事前予約制での利用を行っています。 開覧の予約は、原則として1回ごとのお申し込みをお願いしておりますが、遠方から宿泊を伴う形でご利用の場合、複数日の予約についてもご相談を承っており、その旨ホームページでご案内いたしております。 予約状況については、メール及び電話で随時ご案内を行っております。	なし	検討を予定	新型コロナウイルス感染症対策の一環として、現在当館開覧室は、例外的に週3日開館(月水金の午後)としていますが、今後のコロナ感染状況を踏まえ、随時、開覧室の通常(週5日開館)体制に向け、検討を行うこととしています。	
846	令和3年6月28日	令和3年7月20日	統計作成部局の一元化	現在、日本の政府統計は分散型統計機構が採用されており、国勢調査などの国家の基幹的な統計を作成・公表している総務省統計局に加え、各業務に関連する各府省においてそれぞれ作成されているが、昨今の統計不正問題等も鑑み、(基幹統計や、都道府県を經由機関とする統計を優先的になど)可能な範囲で総務省統計局、または総務省か内閣官房に新規に設置する部局において一元的に作成することが望ましいと考える。	先般の毎月勤労統計や繊維統計における統計不正問題の一因としては、総務省統計局以外の府省においては統計調査業務に知見を有する職員がほとんどおらず、ほぼ素人に近い職員が何とか事務にあたっている当たっているという実情もあつたと思われる。加えて、統計を「作成」する府省と統計を「利用」する府省が同一の場合、あつてはならないことであるが、その府省の省益につながる公表内容にバイアスがはたらく懸念もある。 これらのことから、少なくとも、特に重要な統計である基幹統計や、都道府県を經由機関として実施している統計調査については、政府部内にすでている統計調査に関する知見を有する職員を最大限活用するという観点からも、総務省統計局やその後継的な新組織といった統計「専任」組織に一元的に集中させて実施することで、政府側、ひいては經由機関、統計調査の客体すべてにおいて効率的な事務が実現するとともに、統計の精度向上に資するものと思われる。調査対象が何であれ、統計調査の企画や指導、審査発表に関するノウハウは共通である部分も多いことから、総務省統計局の有する知見の有効活用は強く求められる。他方、各府省の地方支分部局等を經由機関として実施している統計調査や、行政記録情報を基に作成される業務統計については、そもそも統計調査を実施というよりも通常の事務の遂行に近い部分があることから、一元化するメリットは相対的に小さいものと思われることから、まずは不正があつた統計調査を第一とし、その他問題を抱えている基幹統計等から優先的に移行を進めていくべきと考える。	個人	総務省	我が国においては、統計調査活動が複数の行政機関において独立して行われており、これには、行政ニーズに的確、迅速に対応可能であること、所管行政に関する知識と経験を統計調査の企画・実施に活用可能であることなどのメリットがあります。他方、統計作成部局に、必ずしも統計業務経験や専門性を有する職員が相当数配置されているとは限らないという側面もあることから、令和2年6月に閣議決定した「公的統計の整備に関する基本的な計画」においては、統計の専門機関である総務省の統計部局及び独立行政法人統計センターが「中央統計機構」として、各府省の統計作成を強力に支援するとともに、各府省の統計部局においても、府省内の統計作成を広く支援しつつ、協働して統計整備を行うこととしております。	なし	現行制度下で対応可能	制度の現状欄に記載のとおりです。	
847	令和3年6月28日	令和3年7月20日	ファックスで提出をやめてください	精神鑑定を檢察から依頼されることが何度もあります。しかし、鑑定書を書き上げたあとメールで提出できず、ファックスで一度提出したあとに郵送してと指示されます。所定のデジタル提出先を作成してアップするようにはできません	紙の無駄、作成した鑑定書を印刷してファックスするという労力の無駄、ファックス購入しなければならない無駄、ファックス番号をまちがえるリスク、ファックス送付状を作成する無駄の削減になります。ファックスを持たない、クリニックや医師の場合、コンビニまで行ってファックスしなければならない、そのコストの他に精神鑑定書をコンビニに置いてきてしまい個人情報や漏洩するリスクもあります。そのあとにさらに郵送しなければならず、二度手間です。郵送のコストもこちら持ちとなります。	個人	法務省	檢察庁における精神鑑定等の手続については、刑事訴訟法第223条に基づき実施しています。 なお、その授受の方法については、各庁の実情に応じて対外機関と調整しているものと思われます。	刑事訴訟法第223条	その他	恐れ入りますが、相手先となる檢察庁と直接連絡を取っていただき、調整していただく存じます。 なお、鑑定書には極めて秘匿性の高い情報が含まれておりますので、授受の方法に十分なセキュリティ確保措置が講じられていると判断できない場合は、別の方法で授受を行うことがありますので御承知をお願いします。	
848	令和3年6月28日	令和3年7月20日	書式、様式、規格の統一	各自自治体への申請書や届出書、各自自治体から取得する(発送される)書類の書式・様式・規格を統一することで書類処理の業務効率が上がるのではないかと	仕事柄、税金関係の書類をよく目にしますが、例えば固定資産税課税明細書(通知書)一つでも各自自治体ごとに様式等がバラバラです。それぞれ記載内容の意味するところは通じるところがありますが、様式等が統一されていればポイントを絞った読み方ができ、OCR等での読込み効率が上がると思います。 このことは各自自治体から発送される書類全般に共通して言えます。 また、一般的にはA4サイズの書類が主流だと思います。各自自治体発送の書類(あるいは取得できる書類)・申請書・届出書をA4に統一することで、(自治体側も含めて)書類を受け取って処理する側の作業負担(処理、整理、保管、処分等)やコストが大分軽減されるのではないかと。 ただし、図面などの書類は縮尺の都合上A4でない方がいいこともあると思います。むしろ基のデータと等倍でなければならないでしょう。 紙書類をスキャンしてデータ化するのがDX推進の一步ですが、紙書類の様式等が統一されていないためスキャンに時間や手間がかかりボトルネックになっています。	個人	内閣府 内閣官房 総務省	【内閣府・内閣官房】 各地方公共団体で申請、届出の書式・様式が異なっていることが、地域をまたいで活動する事業者の大きな負担になっていることを踏まえ、規制改革実施計画(平成30年6月15日閣議決定)に基づき地方公共団体における書式・様式の改善につき、取組が進められています。 加えて、規制改革実施計画(令和2年7月17日閣議決定)においては、法令所管府省は、プラットフォームの統一的な整備とともに、デジタル化を前提に、申請項目や書式・様式などを含め、地方公共団体と事業者との間のインターフェイス標準化に取り組んでいます。 【総務省】 政府では、地方公共団体の情報システムの標準化を推進しています。固定資産税に関する地方公共団体のシステムについても標準化の検討を進めており、その中で、課税明細書につきましても、印字項目やレイアウトの統一化について検討しているところです。	【内閣府・内閣官房】 なし	【内閣府・内閣官房】 対応	【内閣府・内閣官房】 書式様式の改善に関する各府省の取組は、ホームページに規制改革実施計画のフォローアップ経過について(令和3年6月1日)で、公表されています。 規制改革実施計画(令和3年6月18日閣議決定)において、地方公共団体と事業者との間の手続のデジタル化を推し進めます。 【総務省】 制度の現状欄に記載のとおりです。	
849	令和3年6月28日	令和3年7月20日	消費生活センター改革	消費生活センターへの相談の方法についてLINE、メール、ウェブでの相談を可能としてください	消費生活センターは平日午後4時までの電話のみでの受付となっているが現在のDX時代においてLINEメールでの受付ができないのは時代遅れである	個人	消費者庁	各地方公共団体の消費生活センター等における相談受付の方法について、主な方法は電話ですが、地方公共団体によってはメール等による相談受付も実施しています。	なし	検討に着手	メール等を活用したオンライン相談受付等については、地方消費者行政強化交付金により地方公共団体による取組を支援しています。また、相談受付のマルチチャンネル化を含め、デジタル社会に対応した消費生活相談の実現に向けては、令和3年5月より「消費生活相談デジタル化アドバイザーボード」を開催し、学識経験者・実務家・相談現場の各有識者から知見を聴取しています。全国の消費生活相談情報を収集する「全国消費生活情報ネットワークシステム」の改革など、消費生活相談のデジタル化の具体的な設計に向けた取組を加速することとしており、令和3年度末を目途に具体像をお示しすることとしています。	

規制改革・行政改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

番号	所管省庁への検討要請日	回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	提案主体	所管省庁	所管省庁の検討結果				備考
								制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要	
850	令和3年6月28日	令和3年7月20日	大学教員公募における応募書類のフォーマットの統一化および電子応募の義務化	大学教員(教授など)の公募に応募するためには履歴書や研究業績リストなどの書類を提出する必要があるが、その方法は未だに紙の書類を郵送することが一般的である。また、各大学ごとに異なるフォーマットの書類の提出が義務付けられている場合もあり、ただでさえ雑務に忙殺されている若手研究者の貴重な研究の時間を奪っている。そのような紙の書類を作成し郵送する手間やコストの削減、紙資源の節約、さらに応募書類を審査する利便性の向上のため、全ての大学教員の公募において(1)履歴書や研究業績リスト等の書類のフォーマットを共通化し、さらに(2)電子メールやウェブサイトを利用した「電子応募」を義務化するよう提案する。	欧米における大学教員ポジションへの応募方法は10年以上前からEメールやウェブサイトによる「電子応募」が当然であるが、日本では未だに紙に印刷した応募書類の郵便が一般的である。つまり事務手続きにおける押印と同様、「応募書類は郵送に限る」という昔ながらの不便かつ不可解なルールが令和の時代まで引き継がれている。郵送による公募は時間と紙資源の無駄だけでなく、海外からの応募者にとってはその費用も馬鹿にならない。就職難の影響で若手研究者達は毎年多くの公募に応募する必要があるが、海外留学生はそのたびにわざわざ薄給を削り値段が高く時間のかかる国際郵便で応募書類を送らなければならないのである。さらに応募書類の提出方法だけでなくその様式(フォーマット)も問題である。欧米では、提出する履歴書や研究業績などの書類の様式が厳格に指定されていることが少ないため、一旦書類を完成させればどの公募でも大抵同じ書類をメールに添付して簡単かつ迅速に送ることができる。一方、日本は公募ごとに書類の字数制限が細かく決まっている場合が多いため、その都度応募書類を大幅に書き直す必要がある。さらに公募によっては応募書類の様式を大学指定のものに限っている場合もあり、その際にはその様式をいくつもダウンロードしそれらの各欄に学歴や研究業績等の細かい情報をいちいちコピー&ペーストしなくてはならない。このような煩雑で無意味な作業は研究者の本業である研究の時間を大きく減らす一因となっている。そして「一日でも早く論文を出さないと次の職がない」という厳しいプレッシャーの下で働いている若手研究者達に大きな精神的負担を与えている。	個人	文部科学省	各大学における教員等の人事は、各大学がその責任において適正に行うことが基本ですが、文部科学省では、「研究力向上改革2019」において掲げた「求人公募における海外からの応募に係る負担の軽減」等を踏まえ、各大学等において、特に国外の研究者が応募・面接に当たり不利益の被ることのないよう、求人公募における応募・面接のオンライン化の推進に努めるよう好事例を示しながら依頼(令和元年5月事務連絡)したところである。	なし	現行制度下で対応可能	令和3年2月、令和元年5月事務連絡で示した取組事例を更新するとともに、オンライン化を活用した公募申請手続きを取り入れるなど、教員等の求人公募手続きの不断の検証を求める事務連絡を改めて発出・周知を行ったところである。また、応募者に対しどのような書類をどのような様式で提出を求めるかは、各大学の方針に基づき各大学の判断で決定すべきものですが、応募者の負担軽減に向けた各大学の取組を促すべく、令和3年6月に各大学指定の様式と異なる応募書類の柔軟な受付やJREC-INポータルでの応募書類作成ツールの活用について周知を行いました。	
851	令和3年6月28日	令和3年7月20日	PTA改革	PTAの抜本的改革を望みます	昔と違い、共働き世帯あるいは1人親世帯が増えておりPTA活動に対しては保護者、教職員にとって負担が大きすぎる。教員がPTA活動に従事する場合、業務ではなくボランティアだと噂されましたが本当ですか。つまり、保護者も教員も無償労働を強いられている。PTA活動中に教職員が怪我をさせた場合事故が起きた場合、学校長は何を根拠に教職員に指示しているかあいまいであり、無責任である。このようにPTA活動については極めて多くの問題がある中、誰も言い出せず放置されている。各学校の判断ではこの改革が進まないため、政府の英断を強く求めたい。	個人	文部科学省	番号242の回答を参照してください。				
852	令和3年6月28日	令和3年7月20日	相続税申告書オンライン申請	相続税申告書は、国税局のホームページでPDFファイルを手入力できるが、PDF編集ソフトを使おうとすると、パスワードでロックされていて、編集できないので、結局、手書きするしかない。パスワードを外すか、確定申告の様に、個人でもオンライン申請できる様にしたい。	残った家族が、被相続人の全ての財産を把握している訳ではないので、事前に申告準備をしておこうとしたのですが、パスワード設定されていて申告書フォームに直接記入出来なく、手書きが必要。パソコンで記入、保存できれば、本当に必要な時に、必要箇所を修正すれば直ぐに提出出来るのに、非常に非効率なシステムである。パスワードを外してもらおうか、出来ればe-TAXの確定申告の様に、個人でオンライン申請できる様にしてほしい。	個人	財務省	相続税の申告書については、e-Taxホームページに掲載するe-Taxソフトで作成し、電子申告することができます。詳しくは、e-Taxホームページをご確認ください。【e-Taxホームページ】ホーム > 各ソフト・コーナー > e-Taxソフトについて https://www.e-tax.nta.go.jp/e-taxsoft/index.htm	なし	対応	制度の現状欄に記載のとおりです。	
853	令和3年6月28日	令和3年7月20日	同じ内容の申請の書式・申請方法は各都道府県・地方公共団体などの間で統一してほしい	コロナウイルス発生報告書の書式を例に挙げると、現在では市町村がそれぞれ独自の書式を作成していますが、記載内容や報告様式(FAX、オンラインなど)が統一されておらず、集計に手間がかかります。これに限らず全国で行う調査や報告書、申請については全国統一の書式・申請方法にすれば、集計にかかる時間や人手、用紙代などが削減できる上にデータが効率よく収集できます。同じソフトを利用すれば互換性の問題もなく業務がスムーズになると思われます。市町村独自で集計したい内容は、別紙とすれば良いと考えます。	現役医師です。コロナウイルス発生報告書を記載する機会があります。ただでさえ未知の感染症に対する対応で疲弊している中、電子カルテに全ての情報が入っているのに発生報告書は手書きでFAXという、通常以上の業務負担を強いられています。さらに、せっかく提出した報告書の内容が地域で異なるために、データがうまく集計できず無駄になっていると聞きました。きちんと集計して活用すれば、世界に誇れるビッグデータとなるはず。手書きの報告書を1枚1枚保健所でPCに入力し直すには膨大な手間と時間がかかります。これを全国統一の書式とし、医療機関から保健所にオンラインで情報を流すことで、このような単純作業に削ぐ時間と手間と人件費を削減できます。削減した人間を本来の業務に回すことで、保健所職員の過重労働問題も解決します。	個人	厚生労働省	今般の新型コロナウイルス感染症への対応については、令和2年5月より全国統一のHER-SYS(新型コロナウイルス感染症等情報把握・管理システム)を導入し、感染症法に基づく発生届を本システムを活用することにより電子的に行えることとしております。このHER-SYSについては、保健所や医療機関の皆さまを始めとするユーザーのご意見を聞きながら不断にシステム改修を実施しており、現在では全ての保健所と全国24,000以上の医療機関にご利用いただいております。なお、令和3年2月の感染症法改正において、同法に基づく発生届について、このHER-SYS等の電子的方法によることが可能であることを法律上明確化したところである。	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号)第12条第5項、第13条第6項、第14条第4項、第14条の2第5項、第15条第15項	対応	制度の現状欄に記載のとおり、対応済みです。	
854	令和3年6月28日	令和3年7月20日	安全衛生技術試験協会の試験方法	安全衛生技術試験協会にて実施されている各種国家資格の試験で、政府が提案しているワーケーションという新しいライフスタイルとかけ離れている。願書などは窓口申請が可能(その際に身分証明確認)。受験票は住民票以外の場所で受け取り可能(職場など)。合格結果通知、免状発行は郵便で自宅住所限定。単身者で全国飛びながら仕事している人などは資格取得出来ない内容となっている。結果通知、免状発行の自由度をあげ職場、センターでの受け取りなどをすべき	新型コロナなどで、働き方の改革が実施されているが、安全衛生技術試験協会に限らず、国家資格全般で同一の内容が発生しているはず。場所にとらわれない仕事を政府が提案しているが、安全衛生技術試験協会などでは、自宅住所などで家族が郵便を受け取れる前提での決まりでしか運用されておらず、昨今の世の中の情勢から解離した制度運用となっている。安全衛生技術試験協会限定でなら、潜水士、ボイラー、など業務に必須な資格であるが、働き口は全国に散っておりワーケーション先での資格受験などが考慮されればより幅広い選択肢が提供される。また、今の時代郵便での通知や免状は時代に逆行している。土日の郵便配達廃止されつつある流れであり、オンラインでの通知や、オンライン申請の窓口受け取りなどがあれば、郵送にかかわる雑務が解消されるのは容易である。運転免許証の制度を皮きりに、各種国家試験の申請手続きや発行手続きも一括して見直していくべきである。	個人	厚生労働省	免許試験の合格結果通知の送り先については、受験の結果という個人情報を守る観点から、受験者に確実に届けるため「生活の本拠」である受験申請書に記載された住所に安全衛生技術試験協会より郵送しています。なお、受験票の送付先については、受験者から受験申請書に記載された住所以外の場所に送付をしてほしい旨をお申し出いただいた場合は、希望する住所を記載して切手を貼った返信用封筒を受験申請時に送付いただくこと等により、受験者の希望に応ずる対応を行っています。	なし	合格結果通知について検討を予定 免許交付について事実誤認	制度の現状欄に記載のとおりです。	

規制改革・行政改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

番号	所管省庁への検討要請日	回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	提案主体	所管省庁	所管省庁の検討結果				備考
								制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要	
855	令和3年6月28日	令和3年7月20日	国勢調査の改革について	5年ごとに行われている国勢調査については、600億円以上の経費をかけ、大勢のマンパワーを投入して行われております。今年で20回100年間継続の調査のようですが、この必要性、活用方法を含め、必要とする国勢情報の取得方法について一度検討されてはいかがでしょうか。 少なくとも、この時代に戸別訪問を主体とした調査方法は、経費を含め再検討する必要があると思います。	今年の国勢調査の調査員を初めて担当させていただきました。そこで大変驚いたのが、600億円以上の莫大な国家予算を費やしているにもかかわらず、調査方法は用紙の配布など多くのマンパワーに依存しており、現代のデジタル時代にはそぐわない、情報化が進んでいない時代の方法が「前例踏襲」されていることに強い違和感がありました。当然、集計はマークシート方式のコンピュータ集計でしたが、 特に、この調査に費用対効果があるのか。何をこの調査から得て、どのような効果を得る政策に繋げていくのか。調査目的を満たすデータは国勢調査以外には得られず、代替方法や手段はないのだろうか。各地の市町村、或いは、各都道府県、国交省などの行政機関で持っているデータは集約できないのだろうか。不動産登記の情報は使えないのだろうか。電力契約者のデータはどうだろうか。警察の巡回情報、郵便局の配達先情報はどうか。等々、縦割り行政のそれぞれの機関が持っているデータを生かす方法が採れないものかと思わずにはいられません。 また、対象の人々全員が回答しているのではなく、報道によると、前回よりは良好とされる回答率は81%程だったようです。莫大な経費とマンパワーにもかかわらず精緻な結果が得られる回答数でなく、傾向値が握める程度の集計となり、さらに政策に生かすまでのタイムラグが生ぜざるを得ないことに懸念は生じないのだろうか。この国勢調査が調査目的に生かされる費用対効果のある生かされるものとならないと、多くの方の労苦が実らない、もったいない政策となります。 国勢調査は、予算10億円の学術会議の行政改革より遥かにいかがなものかと思った次第です。	個人	総務省	番号18の回答を参照してください。				
856	令和3年6月28日	令和3年7月20日	e-statの統計データの統一、市区町村別データの開示	e-statの統計データが、統計ごとや指標ごとに形式がバラバラでデータの活用に大きな障害になっているため、全ての統計データの形式を統一して欲しい。また統計によっては収集しているはずなのに市区町村別のデータが公表されていない、もしくは各市区町村のHPIにいかなければ取得できないという状況になっているため、一覧で取得できるようにして欲しい	データ活用ができないため。フォーマットの統一ができ、市区町村別のデータの一覧での取得も容易になると、それぞれの地域の実情にあった施策や事業を行うことができるようになるため、効果的なサービスを住民に届けることができる。また地域産業の活性化にもつながる	個人	総務省	【e-Statにおけるフォーマットの統一について】 令和2年12月、総務省は、統計データ(スプレッドシート形式のもの)をe-Statに掲載する場合における統一フォーマットを作成し、各府省で合意しました。 令和3年1月以降、各府省は、準備出来次第順次e-Statで公表しております。 【市区町村データの公表について】 市区町村別のデータに関しては、既に社会人口統計体系(SSDS)として総務省統計局が収集し、統一フォーマットでe-Statで提供しています。統計調査は、結果表章(集計区分の全体を代表できる結果数値を表示すること)の精度を確保することが求められるところ、全ての統計調査で市区町村別の結果表章を行うとする場合、より多くの報告者に回答いただくことが必要となり、報告者の負担が急激に増大することになると考えられます。統計調査の結果表章については、その目的及び報告者の負担を考慮の上、統計ユーザーのニーズにも可能な限り対応できるように引き続き取組を進めてまいります。	【e-Statにおけるフォーマットの統一】 統計表における機械判読可能なデータ作成に関する表記方法について(令和2年12月18日統計企画会議申合せ)	現行制度下で対応可能	制度の現状欄に記載のとおりです。	
857	令和3年6月28日	令和3年7月20日	国内の国立研究機関が用意する機械学習などで使われるデータセット	国内の国立研究機関が用意する学習データがいろいろあるが、商用利用不可みたいなものが多く、宝の持ち腐れというか、時間の無駄なので、無償提供、オープンソース化、お金を払う(寄付も含め)などで解決し、科学技術の発展に努めてもらいたい。(大企業優位にはならないで欲しい)	一般企業でも研究は日々行われていて、クローリングされたデータを結局使うことになるので、インターネットのトラフィックの無駄である。ですから、国がまず大元のデータセットを用意すれば無駄なポットが減りインターネットの無駄なトラフィックが減ると思いますし、そんなことに日本人エンジニアはただでさえ数が少ないのですから費やさせる必要はなく、人類の共通のアセットとして供給すべきでしょう。 NICTはその点しっかりと提供してくれているので、NICTの例をベースにデジタルデータを準備することで、AI分野における国際競争力を底上げしたどうかと思います。 データのクレンジング作業は本当に無駄でそこに費やす時間をカットすればもっと多様なサービスが生まれると思います。 もちろん、MITライセンスが望ましいですが、使ったんだからオープンソースで返せというならばApacheライセンスでも良いと思いますし、失われた30年を取り返すなら、せこい学術機関にデータ収集で研究優位性を整えるのではなく、その上のアプリケーションで頑張ってください。そうしないと研究費配分しませんとそういう流れにして欲しいです。革命を起こしましょう。私たちは国内で戦っているのはダメです、世界と戦っていくのです。	民間企業	内閣府 総務省 文部科学省 農林水産省 経済産業省 国土交通省 環境省	第6期科学技術・イノベーション基本計画において、オープンサイエンスとデータ駆動型研究の推進を定めており、関係府省の連携により、公的資金による研究データの管理・利活用を進めております。	科学技術・イノベーション基本法等	対応	第6期科学技術・イノベーション基本計画を踏まえ、令和3年4月に「公的資金による研究データの管理・利活用に関する基本的な考え方」を策定しました(第9回統合イノベーション戦略推進会議にて決定)。これにより、公的資金による研究データについて、関係府省の連携により産学官における幅広い利活用を進めてまいります。	
858	令和3年6月28日	令和3年7月20日	国家公務員の勤怠管理における押印廃止について	未だに職員の勤怠管理に関して出勤簿への押印を求めている省庁があるので、PCなどを用的タイムカードのようなものでデジタル管理した方が良くと思う。	出勤簿への押印で何の証明になるのか疑問である。本来は定時までに登庁したことの証明のようだが、後で押印したり書き換えたりすることが容易であり、適切な勤怠管理ができるとは思えない。退庁時刻が記録されることもないので、超過勤務の実態もまるで見えてこない。	個人	人事院 内閣官房	番号377の回答を参照してください。				
859	令和3年6月28日	令和3年7月20日	財務省における租税法関連の法律案及び新旧対照表の表示方法について	財務省においては、他の省庁と同様に所管法令について改正があった場合には、法律案及び新旧対照表等をホームページに掲載されています。財務省の所管法令には、租税法等があり、毎年度の税制改正に伴う「所得税法等の一部を改正する法律案」等についても、例外なく法律案及び新旧対照表等が掲載されております。しかしながら、その表示方法については、全て、紙のスキャンデータとなっております。他の法令や他の省庁においては、スキャンデータは採用されておらず、ワード等の文章アプリをPDF化しているものと考えられますので、「所得税法等の一部を改正する法律案」等についても同様にしてほしい、という要望となります。	スキャンデータにしているということは、なにがしかの人員及び時間を消費して作成しているものと考えられ、ワード等の文章アプリをPDF化するよりも時間効率が悪いと考えられます。また、法律案については、相当数のフォルダに分かれており、フォルダを分ける作業についても時間効率を下げていると考えられます(下記URL参照)。 https://www.mof.go.jp/about_mof/bills/201diet/st020131h.htm さらに、スキャンデータの場合には、容量が重くなり、財務省のサーバーにも負荷が掛かっていると考えられ、サーバー拡張等の節約による経費削減にも繋がると考えられます。	個人	財務省	毎年度の税制改正に伴う「所得税法等の一部を改正する法律案」等、財務省の所管法令の資料については、令和元年度より電子データから作成したPDFで掲載しています。	なし	対応	アクセシビリティ向上に資するため、引き続き電子媒体での資料掲載に努めて参ります。	

規制改革・行政改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

番号	所管省庁への検討要請日	回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	提案主体	所管省庁	所管省庁の検討結果				備考
								制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要	
860	令和3年6月28日	令和3年7月20日	JICA関係者のコロナ避難帰国の過度な長期化の見直し	コロナ避難帰国で日本に帰国中のJICA関係者の過度かつ不透明な日本滞在の長期化を至急解消し、可能な限り早期に再赴任させ、本来の任務を再開してほしい。	JICA関係者の不在により、税金を原資とする重要なプロジェクトの停滞や、現地日系企業への支援が不十分になっているため。民間企業はコロナ禍でも現地で事業継続に奔走しているのに、JICAだけが戻ってこないのはおかしい。また、これにより現地政府からの日本の評価も大きく損なわれている。	個人	外務省	2020年3月中旬以降、新型コロナウイルス感染症の世界的な拡大を受け、JICAでは脆弱性を有するJICA関係者の一時避難帰国、滞在リスクの高い国における基幹要員以外の避難などの措置を段階的に講じてきました。同年6月中旬以降、JICAではすべての在外事務所等の海外拠点を対象に在外事務所所員の赴任・ローテーションを順次開始するとともに、翌7月中旬以降、条件の整った国からJICA関係者の渡航再開を順次段階的に進めています（2021年7月13日時点で渡航再開を決定した国は109か国）。	なし	対応	JICA関係者の渡航再開は、事業実施体制を可能な限り回復させ、ODA事業を速やかに本格化させる必要性から実施されています。外務省はJICAに対し、JICA関係者の渡航再開に際して、渡航先の感染症危険情報を十分に踏まえ、新型コロナウイルス感染防止のための対策を講じること、日本及び渡航先国の水際対策を遵守すること等を求めています。	
861	令和3年6月28日	令和3年8月18日	投票時間の繰り上げについて	選挙従事者人件費削減立会人の負担削減	公職選挙法では、投票時間の繰り上げについて、特別な事情がある場合にのみ投票時間の繰り上げを認めている。現状として期日前投票の充実や認知、期日前投票場所の増加により、選挙当日の投票数は減少している上、夕方以降の投票率は低い。また特別な事情がないと繰り上げが出来ないため、投票者がほとんどいない場合や当日選挙人が少ない投票地区においても繰り上げが実施できていない現状である。これにより、実働していない公務員の人件費や立会人の負担を増やしている。以上のことから実状に応じた投票時間の設定を可能とする法改正を提案してほしい。	個人	総務省	投票所は、原則として、午前7時に開き午後8時に閉じることとされています。	公職選挙法第40条	対応不可	公職選挙法第40条では、投票所は、原則として午前7時に開き午後8時に閉じるとされていますが、これは選挙人の投票環境を向上させるため、平成9年の改正で、従来午後6時に閉じるとされていたものを、現在の午後8時に閉じるとされたものです。ご提案については、選挙人の投票の機会の確保等との関係から、検討が必要です。	
862	令和3年6月28日	令和3年7月20日	地方公務員が予備自衛官に志願しやすい環境を整備してもらいたい	地方公務員が予備自衛官として、訓練招集等に出席する際の動員の扱い(有給、無給)なのか欠勤なのか等を統一してもらいたい。	明確な文章が出来る事により、予備自衛官の制度をより身近に出来ると思います。また、不当な扱いを受けない為に組織全体で周知させておく必要があると考えます。	個人	総務省 防衛省	一般職の地方公務員(以下「職員」といいます。)は、地方公務員法(昭和25年法律第261号)第38条第1項に基づく任命権者の許可を得た上で、報酬を得て予備自衛官を兼ねることが可能です。職員が予備自衛官としての職務にどの程度従事することとなるかが異なるため一律に動員の取扱いをお示しすることができませんが、職員として勤務しなければならない時間内に予備自衛官としての職務を行う場合には地方公務員法第35条の規定により職務専念義務の免除を行う、それぞれの職に従事した勤務時間に応じてそれぞれの職務に対応した給与を支給するなど、個々の状況を踏まえ、各地方公共団体の任命権者において適切に判断する仕組みとなっています。 また、自衛隊法(昭和29年法律第165号)第73条においては、被用者が予備自衛官であることを理由に使用者が不利益な取扱いをすることを禁止しているところです。	地方公務員法(昭和25年法律第261号)第35条、第38条 自衛隊(昭和29年法律第165号)(訓練招集)第71条	現行制度 下で対応可能	制度の現状欄に記載のとおりです。	
863	令和3年6月28日	令和3年8月18日	国の統計調査のオンライン化の提案	国の統計調査において調査員を企業などへ派遣し、聞き取りや記入用紙の手渡しと回収を行うなど、前近代的な慣行が継続されているという報道を目にする機会もあり、早急にオンライン化する必要性があると思われま。集計ミスも報道されており、改善が必要です。	(1) 調査員の確保が難しくなる可能性があること (2) 記入用紙に手書きする労力を省くことが可能になること (3) 回収した記入用紙を統計システムに手入力する作業を省略可能になること (4) 記入用紙の印刷代や調査員を雇用する費用の削減が可能になること (5) 迅速かつ、より正確な統計調査が可能になること	個人	総務省	オンライン調査の導入は、報告者の負担軽減や、調査票の回収率・記入率の向上を通じて正確性の確保への寄与及び統計調査業務の効率化を実施するための有効な手段と考えられ、令和2年6月2日に閣議決定された「公的統計の整備に関する基本的な計画」において、「各府省は、統計調査の企画に当たり、オンライン調査の導入やオンライン回答率の向上策を引き続き検討することを原則とする」とされており、現在、この内容を踏まえ、各府省において、オンライン調査の推進に取り組んでいるところです。	なし	現行制度 下で対応可能	制度の現状欄に記載のとおりです。	
864	令和3年6月28日	令和3年7月20日	選挙の投票をショッピングセンターでできるようにしてほしい	ショッピングセンターで買い物中に選挙の投票をできるようにしてほしい。	投票率が低下しているのは選挙や投票に興味がないのが原因として考えられる。また投票するために市役所や公民館、学校の体育館に行く必要があり面倒とされている人がいると思う。選挙区の関係があるが、マイナンバーカードを持っている人は選挙区以外でも投票ができるようにしてほしい。そうすれば投票率が上がると思う。また選挙区を関係なく投票することができるため、投票をタブレットのタッチパネル方式にしてほしい。	個人	総務省	市町村の区域内のいずれの投票区に属する選挙人も投票できる共通投票所を設置することが可能となっています。また、投票区に關係なくマイナンバーカードやタブレットを用いた投票所以外の場所における投票は、現行制度において実施されていません。	公職選挙法第41条の2	【投票所の設置】 現行制度 下で対応可能 【投票所以外での投票】 検討を予定	平成28年の公職選挙法改正で、選挙の当日、既存の投票区の投票所とは別に、市町村の区域内のいずれの投票区に属する選挙人も投票できる共通投票所を設置することが可能となり、ショッピングセンターに期日前投票所を設置することが可能となるなど、利便性の向上に努めています。 投票所以外の場所における投票の導入については、システムのセキュリティ対策をはじめ、確実な本人確認や投票の秘密保持など、選挙の公正確保等の観点から解決すべき重要な課題があり、多方面からの検討が必要です。	
865	令和3年6月28日	令和3年7月20日	税務署の管轄(納税証明書)	国税の納税証明書が、全国どこでも申請して取得できるようにしてほしい。	国税の納税証明書は電子申請で受け取ることができます。急ぎの時は、税務署窓口で申請したいものです。しかしながら、管轄の税務署窓口でなければ、申請できません。納税証明書はこの税務署でも発行できるようにしてほしい。ちなみに、東京都の都税であれば、東京都の都税事務所はどこでも対応していただけます。登記簿謄本は、どこの法務局でも対応してくれます。税務署の納税証明書が、管轄にとらわれる必要があるとは思えません。	個人	財務省	規制改革の番号1091の回答を参照してください。				
866	令和3年6月28日	令和3年7月20日	競争的研究資金の間接経費について	大学・公的研究機関に所属する研究者が獲得した予算には、直接経費額に比例した間接経費が手当てされており、予算獲得に伴う事務作業の増加に係る人件費もそこから手当てされることが想定されている。しかし、実情は、間接経費はほとんどが各機関の本部に吸い上げられ、研究者まで降りてこない例が大多数であり、増えた事務作業に係る人員を雇用する予算はなく(直接経費で雇えないため)、本来研究を中心にするべき研究者の事務作業が増え、研究する時間とエネルギーを消費している。たとえば、間接経費の1/3程度は獲得した研究者に配分することと、選ばれた研究課題が円滑に行われるように配慮してもらいたい。	事情は上記のとおりである。典型的には、直接経費の30%が間接経費として手当てされることが多く、そこには、以前、一般管理費として支給されていたものも含まれる。従って、10%は機関全体の運営費として使われることは合理的である。 一方、残りの20%については、共通経費や研究課題運営のための経費などに使われると考えるのは合理的であるが、研究課題の運営のために獲得研究者が活用できる予算は極めて少ないかゼロであることが非常に多い。(正確には、機関ごとに対応に多少ばらつきがありますが、いろいろな方の声を聞限りでは、ゼロの機関が圧倒的に多いと感じられます。また、過去に支給されてきた機関でも減少傾向にあります。ぜひ実態を調べてもらいたいです。) なので、たとえば、残りの20%のうちの半分、つまり、10%程度を研究者が運営のために使えるようにしてもらいたい。そのことで研究者を取り巻く環境が改善され、本来の研究課題の推進効率化、研究課題遂行業務へのリソース集中(事務作業負担の軽減)、ひいては、我が国の国家としての研究レベルの向上につながるかと期待できる。 また、機関側の対応は、間接経費の支給省庁に関わらず一律に行われることがほとんどなので、単一省庁ではなく多省庁にまたがる課題であることも申し添えておきます。 ご検討をどうぞよろしくお願い致します。	個人	内閣府 総務省 文部科学省 厚生労働省 農林水産省 経済産業省 国土交通省 防衛省	競争的資金の間接経費は、「競争的資金の間接経費の執行に係る共通指針」に基づき、研究機関において間接経費の使用に関する方針等を作成し、競争的資金を獲得した研究者の研究開発環境の改善や研究機関全体の機能向上に活用するために必要となる経費に充当します。使途としては上記指針の「6. 間接経費の使途」の別表1の規定に基づき、上記の趣旨を踏まえ、研究機関の「管理部門に係る経費」のみならず、「研究部門に係る経費」として、研究活動の運営を行っていく上で必要な経費に充てることも可能であり、間接経費を獲得した研究部門にどの程度配分するかについては研究機関の長の責任の下で判断されます。 各研究機関での間接経費の運用において、研究費を獲得した研究者個人に間接経費を直接配分することが間接経費を効果的に使用していただく上で有効なケースもあれば、部局・講座単位に配分しまとめて使用することにより、効率的かつ柔軟な執行が可能となるケースもあります(複数の競争的資金を獲得した研究機関においては、それらの競争的資金に伴う間接経費をまとめて使用することが可能)。 どのような運用方法が望ましいかは、研究機関により異なることから、研究機関の長の判断により運用することとなります。	なし	現行制度 下で対応可能	制度の現状欄に記載のとおりです。	